

第11回 三重県議会議員の政治倫理に関する検討プロジェクト会議 事項書

令和 4年 6月16日

601 特別委員会室

1 三重県議会議員の政治倫理に関する条例の改正及び逐条解説について

2 その他

<配付資料>

資料1 三重県議会議員の政治倫理に関する条例及び逐条解説の検討項目について

別紙 三重県議会議員の政治倫理に関する条例 逐条解説

No.	検討課題	第10回会議での方向性(意見)	新政みえ	自由民主党	草莽	公明党	日本共産党	草の根運動いが	
1	<p>(第2条(責務)第2項)本文 議員は、高い倫理的義務が課せられていることを自覚するとともに、その言動が県民に与える影響に鑑み、自らを厳しく律するとともに、県民の代表として良心及び責任感を持って、議員の品位を保持し、識見を養うよう努めなければならない。</p> <p>とあるが、「県民及び県政」のように、県政への影響についても記載すべきではないか</p>	<p>「その言動が県民及び県政に与える影響」へ文言を修正する <合意></p>							
2	<p>(第3条(政治倫理規程)第3号)本文 その権限又は地位を利用して、自己又は特定の者の利益を図ってはならないこと。</p> <p>(逐条解説 第3条第3号、第4号関係)逐条解説 「利益」とは金品などの財産に限らず、売名や有権者の支持を得ることなども想定されます。</p> <p>「利益」についてこのような規定をすると、社会通念上許容される行為についても、政治倫理規程に反する行為となってしまうのではないか</p>	<p>【第3条第3号本文について】 その権限を濫用し又は地位を不当に利用して、自己又は特定の者の利益を図ってはならないこと。 ・としてはどうか <合意></p> <p>【逐条解説について】 逐条解説の当該部分を削除する <合意></p>							
3	<p>(第3条(政治倫理規程)第7号)本文 国若しくは地方公共団体の公務員又は関係団体(指定管理者を含む。)の役員若しくは職員に対し、その権限又はその地位による影響力を利用して、公正な職務の執行を妨げる等不当な行為をしてはならないこと。</p> <p>とあるが、「影響力を利用して」とすると、故意に行った場合に限定されるような意味合いに変わってしまうのではないか</p>	<p>A案(「故意」に限定せず幅広に) 「国若しくは地方公共団体の公務員又は関係団体(指定管理者を含む。)の役員若しくは職員に対し、その権限又はその地位による影響力を及ぼすことにより、公正な職務の執行を妨げる等不当な行為をしてはならないこと。」に修正</p> <p>B案(「故意」に行った場合に限定) 「国若しくは地方公共団体の公務員又は関係団体(指定管理者を含む。)の役員若しくは職員に対し、その権限又はその地位による影響力を利用して、公正な職務の執行を妨げる等不当な行為をしてはならないこと。」のまま</p>	A案	B案	A案	A案	A案 「幅広に」ということであれば、より慎重に審査する必要があると考える	A案	
4	<p>(第6条(審査会の運営)本文)について 第6条第1項第3号から第5号において、勧告を求める審査の結果を答申しようとする場合に出席委員の3分の2以上の多数による賛成を要するものとされているが、地方自治法で特別多数議決を求めるものとの釣り合いを考えると要件を定めるべきではないか</p>	<p>A案 勧告の内容により、全員協議会における陳謝の勧告は過半数、それ以外の勧告は3分の2以上に区分する ・一派による恣意的な運用を防ぐ ・現行条例の重要な勧告の要件は3分の2であり、これを変更するには相当の理由が必要</p> <p>B案 懲罰の規定、辞職勧告決議などを勘案して、全ての勧告の要件を過半数とする ・①地方自治法違反、②会議規則違反、③委員会条例違反の場合、地方自治法第135条により懲罰の対象となり、戒告、陳謝、出席停止については、過半数の議決により決定される ・懲罰のうち除名は、議会議員の3分の2以上が出席し、4分の3以上の議決により決定される ・本会議の動議による辞職勧告決議は、2名以上で提案し、過半数により決議される ・3分の2以上の勧告は、過半数を超え3分の2に届かない場合の多数の意見が反映・決定できないことになる</p>	A案	A案	A案	A案	A案 条文又は逐条解説に、一派による恣意的な運用を抑制する文言を書き込むことを要望する	A案	A案
5	<p>(第3条(政治倫理規程)本文 第二号 人権侵害行為又は人権侵害行為を行うことの煽動、第三者の行った人権侵害行為に対する賛成の意見の表明その他の人権侵害行為を助長する行為をしてはならないこと。</p>	<p>A案 今回の検討の発端や、従来想定していない社会情勢の変化も勘案して素案のまま</p> <p>B案 「第三者の行った人権侵害行為に対する賛成の意見の表明」を削除し、「人権侵害行為又は人権侵害行為を行うことの煽動その他の人権侵害行為を助長する行為をしてはならないこと。」としてはどうか ・賛成反対の意見は様々あり、敢えて「賛成の意見の表明」と例示するのではなく、扇動や助長する行為に含まれることで良いのではないか ・行為は条文で禁止し、手段は逐条で解説する</p>	A案	B案	特に意見なし	A案、B案 どちらでも良	B案 この発端から、Aとされることに否定はしない	A案	

No.	検討課題	第10回会議での方向性(意見)	新政みえ	自由民主党	草莽	公明党	日本共産党	草の根運動いが
6	<p>(第3条(政治倫理規準))逐条解説 逐条解説では、細かく規定しすぎない程度で良いのではないか</p>	(別紙)事務局案をたたき台に		第1号関係の「県民に不快感を抱かせるようなことや、」の部分は、逐条解説としては逆に解釈を広げてしまう表現なので削除すべきではないか				
7	<p>(第5条(審査会の設置))逐条解説 第1項 議会運営委員会の判断は、客観的かつ公正なものだけではなく、委員の主観や、審査の請求を受けた議員の立場などによって左右されることなく審査会設置の判断を行い、特に政治倫理審査会を設置しない判断をする場合は、その理由が必要となります。 なお、政治倫理審査会を設置しない判断をする場合としては、審査請求の理由が不適切、不明瞭であるといった、審査請求自体に瑕疵がある場合などが想定されます。</p>	<p>「なお、政治倫理審査会を設置しない判断をする場合としては、審査請求の理由が不適切、不明瞭であるといった、審査請求自体に瑕疵がある場合などが想定されます。」を削除<合意> ・審査会の設置の判断は、手続き面だけではなく、価値判断も含むこととしてはどうか ・なお、価値判断を含む場合は、本文の「議会運営委員会に諮り」の表現を、「議会運営委員会の議決により」等に変えることが望ましい<合意></p>						
8	<p>(第6条(審査会の運営))本文 イ 全員協議会における陳謝の勧告 ロ 出席又は参加の自粛の勧告 ハ 役職辞任の勧告 ニ 議員辞職の勧告</p> <p>重さ順(軽→重)に並べるのであれば、出席自体ができなくなることは役職以前に意見が言えなくなるので、順番は「役職辞任」が先で、「出席又は参加の自粛」が後になるのではないかと(イ、ハ、ロ、ニの順)</p>	<p>勧告の軽重は、その役職にもよることを勘案し、軽重を付けず文章化する ・No.4の要件(出席委員の過半数又は3分の2)が合意された後、条文を検討する</p> <p>※参考(No.4の要件をA案とし、かつ複数の勧告をする場合に想定される条文(案)) 三 審査会の議事は、委員長を除く出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決すところによる。 四 審査会は、審査の請求をされた議員につき、政治倫理規準のいずれかに反し、政治的又は道義的に責任があると認められた場合は、議長に対し全員協議会における陳謝の勧告を求める審査の結果を答申するものとする。 五 前二号の定めにかかわらず、審査会は出席委員の3分の2以上の多数による賛成がある場合は、前号の審査の結果に代えて全員協議会における陳謝の勧告、出席若しくは参加の自粛の勧告、役職辞任の勧告又は議員辞職の勧告の1又は2以上を求める審査の結果を答申することができる。</p> <p>※上記条文(案)の考え方 ・第四号の政治的又は道義的責任について、第三号の過半数で決した場合は、自動的に全員協議会における陳謝の勧告を答申することになる ・第五号では、3分の2以上の賛成で、全4種類の勧告のうち1又は2以上の勧告を答申することができる</p>		勧告について軽重を付けない旨を逐条解説でも触れた方がよい				

三重県議会議員の政治倫理に関する条例 逐条解説 (素案の修正案)

(政治倫理規準)

第3条 議員は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、公職選挙法（昭和25年法律第100号）、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）等の諸規定とともに、次に掲げる政治倫理規準を遵守して行動しなければならない。

- 一 議員の品位と名誉を損なう行為により、県民の議会に対する信頼を損ねてはならないこと。
- 二 人権侵害行為（差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例（令和4年三重県条例第 号）第2条第3号の人権侵害行為をいう。以下この号において同じ。）又は人権侵害行為を行うことの煽動、第三者の行った人権侵害行為に対する賛成の意見の表明その他の人権侵害行為を助長する行為をしてはならないこと。
- 三 その権限又は地位を利用して、自己又は特定の者の利益を図ってはならないこと。
- 四 自己又は特定の者の利益を目的として、国若しくは地方公共団体が締結する売買、貸借、請負その他の契約又は特定の者に対する行政庁の処分に関し、特定の者に有利になるような働きかけをしてはならないこと。
- 五 公正を疑われるような金品の授受を行ってはならないこと。
- 六 道義的な批判を受けるような政治活動に関する寄附を受けないこと。また、その資金管理団体に、同様の寄附を受けさせないこと。
- 七 国若しくは地方公共団体の公務員又は関係団体（指定管理者を含む。）の役員若しくは職員に対し、その権限又はその地位による影響力を利用して、公正な職務の執行を妨げる等不当な行為をしてはならないこと。

【趣旨】

本条は、法令の諸規定に加えて議員が遵守すべき政治倫理規準を定めたものです。

【解説】

(第1号関係)

「議員の品位と名誉を損なう行為」とは、飲酒運転などの法令の諸規定に違反する行為や第2号から第7号までで禁止される行為はもとより、県民に不快感を抱かせるようなことや、県民の信頼を損なう行為を指します。

(第2号関係)

「人権侵害行為」の定義については、差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例第2条第3項において、「不当な差別、いじめ、虐待、プライバシーの侵害、誹謗中傷その他の他人の権利利益を侵害する行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）」とされています。

具体的にどのような行為が「人権侵害行為」に当たるかについては、人権に関する法令の規定や裁判例、法務省の人権侵犯事件調査手続での対応例、学説

等を踏まえて総合的に判断することになると想定されます。

特に、議員においては、法令により人権侵害行為と判断されるか否かにかかわらず、高い倫理観に基づき、人権侵害行為とみなされる行為をしないことが重要です。

また、インターネットを通じて発信を行う場合には、それが不特定多数の目に触れ、一度発信したものは完全に削除できないため、より注意が必要となります。

(第5号関係)

議員は、金品の授受に関しては特に留意が必要であり、実際には公正な金品の授受であったとしても、県民目線で、客観的に外形から判断した際に公正を疑われることも想定されます。議会への信頼を損なうことのないよう、客観的に公正を疑われる可能性のある金品の授受を行ってはならないと規定しています。

(第6号関係)

「道義的な批判を受けるような政治活動に関する寄附」とは、法令に違反しないとしても、寄附されたものが適法に取得されたものかどうか疑わしい、寄附した者の身元が不明など、県民に不信感を与えかねないような寄附を意味します。